

平成30年第21回
美幌町農業委員会総会議事録

平成30年12月21日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 平成30年12月21日(金) 午後3時00分から午後4時05分

2. 開催場所 美幌町議会 議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(17人)

会長職務代理者	1番 日下 優君	農地部会長	2番 白石 愛君
	3番 大西 政雄君		4番 根塚 信義君
	5番 中村 寿恵子君		6番 小林 勝義君
	7番 小泉 豊和君	振興副部会長	8番 加藤 安弘君
	9番 佃 徹君		10番 寺本 恵二君
	14番 西 学君		15番 日並 洋君
振興部会長	16番 齋藤 一男君	農地副部会長	17番 東 砂裕理君
会 長	18番 千葉 正美君		19番 松本 訓宜君
	20番 鈴木 幸往君		

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	酒井 祐二君	総務担当主査	佐々木 鑑仁君
総務担当	中谷 賢司君	臨時筆生	寺田 裕子君

議事日程

平成30年第21回 美幌町農業委員会総会
平成30年12月21日 午後3時00分開会

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日程第2 | | 諸般の報告について |
| 日程第3 | | 会期の決定について |
| 日程第4 | | 会務報告について |
| 日程第5 | 報告第34号 | 第9回 振興部会会議結果報告について |
| 日程第6 | 報告第35号 | 農地等の贈与税の納税猶予適用者が農業を引き続き行っている旨の調査結果の報告について |
| 日程第7 | 報告第36号 | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について |
| 日程第8 | 議案第71号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第9 | 議案第72号 | 農業経営基盤強化促進法第18第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 日程第10 | 議案第73号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第11 | 議案第74号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 日程第12 | 議案第75号 | 現況証明願について |
| 日程第13 | 議案第76号 | 農業経営基盤強化促進法第15第4項の規定による農用地の買入協議要請について |
| 日程第14 | 協議第12号 | 美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について |

(ブザー)

議長	ご苦労様です。
事務局長	本日の出席委員は17名です。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より平成30年第21回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることになっておりますので議事進行につきましては鈴木会長にお願い致します。
議長	これより議事に入ります。
議長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号10番寺本委員、同じく議席番号14番西委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の佐々木総務担当主査と中谷総務担当を指名致します。
議長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告3件、議案6件、協議1件となっております。朗読については省略させていただきます。なお、議席番号11番日並一三委員、同じく議席番号12番重清委員、同じく議席番号13番木村委員、本日欠席の旨届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ありませんか。
	(「なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議長	日程第4、「会務報告について」は議案書2ページに記載のとおりであります。何かご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長	ないようですので、「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議長	日程第5、報告第34号「第9回振興部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長の報告をお願い致します。
振興部会長	第9回振興部会会議結果報告書。振興部会の会議結果について美幌町農業委員会部会等設置規定第11条第1項の規定により下記のとおり報告する。平成30年11月26日。美幌町農業委員会振興部会長千葉正美。美幌町農業委員会会長鈴木幸往様。記。1. 案件(1)道外先進地視察研修について。2. 開催日時、平成30年11月26日(月)午後3時15分から午後3時35分。3. 開催場所、議会委員室。4. 出席者、私他計8名、事務局：中谷総務担当。5. 会議結果につきましては事務局の方よりお願い致します。

総務担当	(議案に基づき説明)
議長	ご異議ありませんか。
	(「なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、報告第34号「第9回振興部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。
議長	日程第6、報告第35号「農地等の贈与税の納税猶予適用者が農業を引き続き行っている旨の調査結果について」を議題と致します。
総務担当主査	本件は租税特別措置法第70条の4、第1項の規定によりまして農地等の贈与税の納税猶予を受けている農業者が3年ごとに営農継続届出書を税務署に提出する必要があることから調査を実施したもので対象者は議案書5ページに記載の4名の方でございます。各地区担当委員にご確認をいただきまして、全員が農地等を贈与された日から引き続き農業を営んでおり適格者であることをご報告致しますとともに本調査結果に基づき証明書を交付させていただきますのでよろしくお願い致します。以上でございます。
議長	ご異議ありませんか。
	(「なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、報告第35号「農地等の贈与税の納税猶予適用者が農業を引き続き行っている旨の調査結果の報告について」は承認することに決定を致します。
議長	日程第7、報告第36号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。
総務担当	(議案に基づき説明)
議長	ご異議ありませんか。
	(「なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、報告第36号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告」については承認することに決定を致します。
議長	日程第8、議案第71号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。
	内容番号11号。
総務担当主査	内容番号11号についてご説明致します。本件は農地法3条で賃貸借している農地を他者に賃貸するため合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、契約期間は平成30年6月25日から平成31年6月24日までの1年間、合意解約年月日は平成30年11月30日、土地の引き渡し年月日は平成30年11月30日でございます。
	以上、本件につきましては合意解約日と土地引き渡し日が同一のため農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えら

れます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号11号は適当と認めます。
内容番号12号。

総務担当主査

内容番号12号についてご説明致します。本件は経営移譲に伴い借受人を変更するため合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんで
ございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につ
きましては議案書10ページをご覧ください。契約期間は平成24年2月24日から平
成34年2月23日までの10年間、合意解約年月日は平成30年11月16日、土地
の引き渡し年月日は平成30年11月16日でございます。

以上、本案件につきましては合意解約日と土地引き渡し日が同一のため農地法第18
条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考え
られます。以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号12号は適当認めます。
議案第71号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認に
ついて」は適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第9、議案第72号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用
地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。
内容番号128号。

総務担当主査

はじめに今月の概要についてご説明致します。今月の案件は全15件で内容につつま
しは農業公社からの売渡が1件、農業公社の買入が4件、再貸付10件となっております。

内容番号128号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧ください。本
件は農業公社からの売渡案件でございます。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団
法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の
所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書1
7ページをご覧ください。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成3
0年12月25日、代金の支払期限は平成31年2月25日、利用調整日は平成30年
12月14日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項
の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお
願い致します。

8 番

内容番号128号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さん
の離農跡地を公社事業で10年間賃貸し今回、期間満了により売買することになったも
のです。

〇〇さんは家族3人で畑作三品と人参を作付けし、意欲的に営農されておりますので
よろしく申し上げます。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号128号は適当と認めます。
内容番号129号から130号は関連がございますので一括上程を致します。

総務担当主査

内容番号129号から130号について一括ご説明を致します。本件は10月の第19回総会におきまして買入協議を行った案件でございます。その際はすべての農地を農業公社に一括で売買する内容でしたが、本件につきましては内容番号129号は借受者が公社事業10年を希望しており、内容番号130号は借受者が5年事業を希望していることから別々の案件となっております。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は平成30年12月25日、代金の支払期限は平成31年2月14日、利用調整日は平成30年12月14日でございます。

内容番号129号についてご説明致します。参考資料は5ページをご覧願います。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書17ページをご覧願います。内容番号130号についてご説明致します。参考資料は6ページと7ページをご覧願います。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書17ページをご覧願います。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

8番

内容番号129号と130号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが売買を希望したことから今回農業公社に売買するものです。なお、内容番号129号の農地については〇〇の〇〇さんが、内容番号130号の農地については〇〇の〇〇さんが引き受けることになっておりますのでよろしく申し上げます。

議長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号129号から130号は適当と認めます。
内容番号133号。なお、内容番号133号につきましては〇〇委員が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき「議事参与の制限」により、〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。

(〇〇委員 退席)

総務担当

内容番号133号についてご説明致します。参考資料は10ページをご覧願います。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇内他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成31年1月1日から平成35年12月31日までの5年間、利用調整日は平成30年12月14日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

7番

内容番号133号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、賃貸期間を10年から5年に変更した以外はこれまでと同じ条件で再貸付となったものです。

〇〇さんは家族3人で畑作三品を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号133号は適当と認めます。</p> <p>(〇〇委員 入席)</p>
議 長	<p>内容番号134号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号134号についてご説明致します。参考資料は11ページをご覧ください。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで賃貸期間は平成31年1月1日から平成40年12月31日までの10年間、利用調整日は平成30年12月14日でございます。</p> <p>以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
8 番	<p>内容番号134号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、これまでと同じ条件で再貸付となったものです。</p> <p>〇〇さんは法人化し豆類、馬鈴薯、トマト、人参、ごぼうを作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号134号は適当と認めます。</p> <p>内容番号135号。</p>
総務担当	<p>内容番号135号についてご説明致します。参考資料は12ページをご覧ください。本件も期間満了に伴う再貸付案件です。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成31年1月1日から平成35年12月31日までの5年間、利用調整日は平成30年12月14日でございます。</p> <p>以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
10 番	<p>内容番号135号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、これまでと同じ条件で再貸付することになったものです。</p> <p>〇〇さんは家族3人で苗木を栽培され、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号135号は適当と認めます。</p>

内容番号136号から137号は関連がございますので一括上程を致します。

総務担当

内容番号136号から137号につきまして一括ご説明致します。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成31年1月1日から平成33年12月31日までの3年間、利用調整日は平成30年12月14日でございます。

内容番号136号についてご説明致します。参考資料は13ページをご覧ください。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡でございます。内容番号137号についてご説明致します。参考資料は14ページをご覧ください。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇内他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書18ページをご覧ください。

以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

2 番

内容番号136号から137号につきましては只今事務局説明のとおりでございます。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、これまでと同じ条件で再貸付となったものです。

〇〇さんは家族3人で畑作三品のほか人参を、また〇〇さんは小麦、菜豆、大豆をそれぞれ作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号136号から137号は適当と認めます。内容番号138号から141号は関連がございますので一括上程を致します。

総務担当

内容番号138号から141号について一括ご説明致します。本件も期間満了に伴う再貸付案件です。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さんでございます。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成31年1月1日から平成33年12月31日までの3年間、利用調整日は平成30年12月14日でございます。

内容番号138号についてご説明致します。参考資料は15ページをご覧ください。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書18ページをご覧ください。内容番号139号についてご説明致します。参考資料は16ページをご覧ください。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書18ページをご覧ください。内容番号140号についてご説明致します。参考資料は17ページをご覧ください。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。内容番号141号についてご説明致します。参考資料は18ページをご覧ください。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。

以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

14 番

内容番号138号から141号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、これまでと同じ条件で再貸付となったものです。

〇〇さんは家族5人で畑作三品を、〇〇さんは家族6人で畑作三品と大豆、そばを、〇〇さんは家族5人で畑作三品と玉ねぎを、〇〇さんは家族3人で小麦、豆類、ビート

をそれぞれ栽培され、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号138号から141号は適当と認めます。
内容番号142号。

総務担当

内容番号142号についてご説明致します。参考資料は19ページをご覧願います。本件も期間満了に伴う再貸付案件です。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書19ページをご覧願います。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成31年1月1日から平成35年12月31日までの5年間、利用調整日は平成30年12月14日でございます。

以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

1番

内容番号142号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、これまでと同じ条件で再貸付となったものです。

〇〇さんは大根、豆、いちごを栽培され、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号142号は適当と認めます。

議案第72号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議長

日程第10、議案第73号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。
内容番号73号。

総務担当主査

はじめに概要のご説明を致します。今月の案件は全6件で内容につきましては使用貸借が1件、新規の賃貸借が5件となっております。

内容番号73号についてご説明致します。参考資料は22ページをご覧願います。本件は新規の賃貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は賃貸借、賃借期間は許可日から5年間、賃貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料23ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

18番

内容番号73号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんの所有農地を〇〇さんが借りることになったものです。

〇〇さんは家族3人で小麦、大豆、馬鈴薯、ビート、グリーンアスパラなどを作付けし意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを11月29日、根塚委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ありませんか。

 (「なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号73号は適当と認めます。
 内容番号74号。

総務担当主査 内容番号74号についてご説明致します。参考資料は24ページをご覧頂きます。本件は先の議案第71号、内容番号11号で合意解約した案件で賃貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から1年間、賃貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。
 以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料25ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

5 番 内容番号74号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件はこれまで〇〇の〇〇さんが借りていましたが今回〇〇さんが借りることになったものです。
 〇〇さんは家族2人で小麦、豆類、馬鈴薯、ビート、人参を作付けし、意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを12月14日、小林委員と確認しておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 ご異議ありませんか。

 (「なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号74号は適当と認めます。
 内容番号75号から76号は関連がございますので一括上程を致します。なお、内容番号76号につきましては〇〇委員が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき「議事参与の制限」により〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。

 (〇〇委員 退席)

総務担当 内容番号75号と76号について一括ご説明致します。本件は新規の賃貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さんでございます。申請理由は賃貸借、賃貸期間は許可日から5年間、賃貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。
 内容番号75号についてご説明致します。参考資料は26ページをご覧頂きます。借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。内容番号76号についてご説明致します。参考資料は28ページをご覧頂きます。借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。
 以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料27ページと29ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよ

りお願い致します。

2 番

内容番号75号から76号につきましては只今事務局説明のとおりでございます。この案件は〇〇さんの離農跡地の一部を〇〇さんと〇〇さんが借りることになったものです。

〇〇さんは家族4人で小麦、金時、馬鈴薯、甜菜、人参を、〇〇さんは家族4人で種いもを栽培の他、ビート、麦等を作付けし、それぞれ意欲的に営農しております。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを12月14日、東委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号75号から76号は適当と認めます。

(〇〇委員 入席)

議 長

内容番号77号から78号は関連がございますので一括上程を致します。

総務担当主査

内容番号77号から78号について一括ご説明致します。本件は経営移譲に伴う使用貸借と借受人変更の案件でございます。借受人は〇〇の〇〇さん、貸借期間は許可日から10年間でございます。

はじめに内容番号77号についてご説明致します。参考資料は30ページをご覧ください。貸付人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書23ページをご覧ください。申請理由は使用貸借、権利の種別は使用貸借権でございます。続いて内容番号78号についてご説明致します。参考資料は32ページをご覧ください。本件は先の議案第71号、内容番号12号で合意解約した案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書23ページをご覧ください。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料31ページ並びに33ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

3 番

内容番号77号と78号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが経営移譲するため、息子の〇〇さんへ使用貸借するものと、経営移譲に伴い借受人の変更をするものです。

〇〇さんは家族4人で酪農を営むほか、小麦、ビートを作付けされ、意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを12月6日、松本委員と確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号77号から78号は適当と認めます。
議案第73号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長	<p>日程第 1 1、議案第 7 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>内容番号 8 号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号 8 号についてご説明致します。参考資料は 3 5 ページから 3 7 ページをご覧ください。申請者は〇〇の〇〇さん。申請地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、農地区分は農業振興地域、農用地区域内第 1 種農地でございます。転用目的は農舎建築で計画の概要は農舎建築が 5 1 8. 4 ㎡、資材置き場 1, 2 8 3. 6 ㎡でございます。工事期間は許可日から平成 3 1 年 1 0 月末日までを予定しています。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
1 9 番	<p>内容番号 8 号につきましては只今事務局説明のとおりです。本件は営農の拡大と効率化を図るため農舎の新築と農機具置き場、作業場が必要になったことから住宅の向かい側にある農地の一部を転用するものであります。申請地はほかの農地への影響が少ない場所を選定しており現地状況をみて、やむを得ないものであると 1 2 月 5 日、重清委員と共に確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号 8 号は適当と認めます。</p> <p>議案第 7 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第 1 2、議案第 7 5 号「現況証明願について」を議題と致します。</p> <p>内容番号 3 0 号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号 3 0 号についてご説明致します。参考資料は 3 9 ページをご覧ください。願出人及び所有者は〇〇の〇〇さん他 3 名でございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで、土地利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
1 8 番	<p>内容番号 3 0 号につきましては只今事務局説明のとおりです。〇〇番〇〇は一面に雑草や樹木が生えており、同じく〇〇番〇〇は隣接する農地の縁に位置し、奥に通じる道路となっています。また、〇〇番〇〇は東西にある宅地に挟まれた場所にあり雑草が生えています。これらいずれの土地についても長年、畑として使われておらず農地・採草放牧地以外であることを 1 1 月 2 9 日、小泉委員、根塚委員と私で確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号 3 0 号は適当と認めます。</p> <p>内容番号 3 1 号。</p>
総務担当	<p>内容番号 3 1 号についてご説明致します。参考資料は 4 0 ページをご覧ください。願出人及び所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで、土地利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
1 4 番	<p>内容番号 3 1 号につきましては只今事務局説明のとおりです。この土地は農舎があるな</p>

	<p>ど長年、畑としては使われておらず農地・採草放牧地以外であることを12月3日、日下委員、東委員と私で確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号31号は適当と認めます。 議案第75号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第13、議案第76号「農業経営基盤強化促進法第15第4項の規定による農用地の買入協議要請について」を議題と致します。 内容番号9号。</p>
総務担当	<p>内容番号9号についてご説明致します。参考資料は42ページをご覧願います。申出者は〇〇の〇〇さんでございます。申請地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。利用調整の経過につきましては申出日が平成30年12月4日、利用調整期間が平成30年12月4日から平成30年12月12日、利用調整に当たったものは農業委員会、美幌町、北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号9号は適当と認めます。 内容番号10号。</p>
総務担当	<p>内容番号10号についてご説明致します。参考資料は43ページをご覧願います。申出者は〇〇の〇〇さんでございます。申請地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。利用調整の経過につきましては申出日が平成30年12月4日、利用調整期間が平成30年12月4日から平成30年12月12日、利用調整に当たったものは農業委員会、美幌町、北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号10号は適当と認めます。 議案第76号「農業経営基盤強化促進法第15第4項の規定による農用地の買入協議要請について」は適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第14、協議第12号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。</p>
総務担当主査	<p>協議第12号についてご説明致します。本件は12月10日付けで美幌町長から町が定める「美幌町農業振興地域整備計画」において同計画の変更を行うため、意見を求められたもので農用地区域からの除外が3件、用途区分変更が1件でございます。 はじめに除外についてご説明致します。除外(B)の内容番号24号です。参考資料は45ページをご覧願います。申請者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇内、面積は〇〇㎡で、申請理由は後継者住宅建設のためでございます。</p>

次に内容番号25号です。参考資料は40ページをご覧ください。本件は先の議案第75号、現況証明願の内容番号31号でご審議いただきました案件で申請者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇内、面積は〇〇㎡、申請理由は後継者住宅建設のためでございます。

次に用途区分変更、内容番号2号でございます。参考資料は35ページから37ページをご覧ください。本件は先の議案第74号、農地法第4条許可申請の内容番号8号でご審議いただきました案件でございます。申請者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇内他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は農舎建設のためでございます。

今後の予定ですが本総会後に当農業委員会から町に意見書を提出します。町は北海道に進達後、回答を得て決定告示される予定であります。事務局からのご説明は以上でございます。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、協議第12号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定を致します。

議 長

以上で全議案の審議を終了しました。
これもちまして、第21回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

(ブザー)

議 長

ご苦労様でした。

閉会 午後4時05分